

令和6年度診療報酬改定

10. 口腔疾患の重症化予防、 口腔機能低下への対応の充実、 生活の質に配慮した歯科医療の推進

- ライフステージに応じた口腔機能管理の推進
- 客観的な評価に基づく歯科医療の推進

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

小児口腔機能管理料の見直し

- 小児口腔機能管理料について、指導訓練が実施されるようになってきた診療実態を踏まえて、要件及び評価を見直す。

現行

【小児口腔機能管理料】

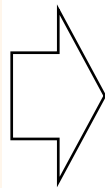
100点

[算定要件]

注1 歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する18歳未満の児童に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新設)

(新設)



改定後

【小児口腔機能管理料】

60点

[算定要件]

注1 歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する18歳未満の児童に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、**当該管理計画に基づき、口腔機能の管理**を行った場合に、月1回に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、口腔機能の管理を行った場合は、口腔管理体制強化加算として、50点を所定点数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められるもの（過去に小児口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、小児口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、53点を算定する。

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

口腔機能管理料の見直し

- ▶ 小児口腔機能管理料について、指導訓練が実施されるようになってきた診療実態を踏まえて、要件及び評価を見直す。

現行

【口腔機能管理料】

100点

[算定要件]

注1 歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する18歳未満の児童に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新設)

(新設)



改定後

【口腔機能管理料】

60点

[算定要件]

注1 歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の低下を来しているものに対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、**当該管理計画に基づき、口腔機能の管理**を行った場合に、月1回に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、口腔機能の管理を行った場合は、口腔管理体制強化加算として、50点を所定点数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められるもの（過去に口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、53点を算定する。

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

歯科口腔リハビリテーション料3の新設

- 口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の患者に対して、口腔機能の獲得や口腔機能の回復又は維持を目的として指導訓練を実施した場合の評価を新設する。

(新) 歯科口腔リハビリテーション料3 (1口腔につき)

1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合	50点
2 口腔機能の低下を来している患者の場合	50点

[算定要件]

- 注1 1については、**小児口腔機能管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定する患者**に対して、口機能の獲得を目的として、**療養上必要な指導及び訓練を行った場合に、月2回に限り算定**する。
- 2 2については、**口腔機能管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定する患者**に対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、**療養上必要な指導及び訓練を行った場合に、月2回に限り算定**する。
- 3 摂食機能療法を算定した日は、歯科口腔リハビリテーション料3は算定できない。

歯科固有の技術の評価の見直し

舌接触補助床の対象患者の拡大

- 舌接触補助床の算定対象となる患者に、舌の筋力や運動機能の低下等がみられる口腔機能低下症の患者を追加する。

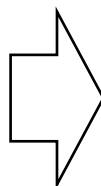
現行

【舌接触補助床（1装置につき）】

[算定要件（通知）]

- (1) 舌接触補助床とは、脳血管疾患や口腔腫瘍等による摂食機能障害を有する患者に対して、舌接触状態等を変化させて摂食・嚥下機能の改善を目的とするために装着する床又は有床義歯形態の補助床をいう。なお、「2 旧義歯を用いた場合」とは、既に製作している有床義歯の形態修正等を行った場合をいう。

(新設)



改定後

【舌接触補助床（1装置につき）】

[算定要件（通知）]

- (1) 舌接触補助床とは、脳血管疾患、口腔腫瘍又は口腔機能低下症等の患者であって、当該疾患による摂食機能障害又は発音・構音障害を有するものに対して、舌接触状態等を変化させて摂食・嚥下機能の改善を目的とするために装着する床又は有床義歯形態の補助床をいう。口腔機能低下症の患者については、関係学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、低舌圧（舌圧検査を算定した患者に限る。）に該当するものに対して行った場合に算定できる。
- (2) 「2 旧義歯を用いた場合」とは、既に製作している有床義歯の形態修正等を行って製作した場合をいう。

歯科固有の技術の評価の見直し

舌接触補助床の調整等に係る評価の見直し

- 歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」と「3 その他の場合」について、治療開始から3月を超えた場合の歯科口腔リハビリテーション料1と摂食機能療法の算定制限を見直す。併せて、摂食機能療法についても算定要件を見直す。

現行

【歯科口腔リハビリテーション料1】

[算定要件]

注4 2及び3について、摂食機能療法の治療開始日から起算して3月を超えた場合において、当該摂食機能療法を算定した月は、歯科口腔リハビリテーション料1は算定できない。

【摂食機能療法】

[算定要件]

注4 治療開始日から起算して3月を超えた場合に、歯科口腔リハビリテーション料1（2及び3に限る。）を算定した月は、摂食機能療法は算定できない。



改定後

【歯科口腔リハビリテーション料1】

[算定要件]

注5 2及び3について、摂食機能療法の治療開始日から起算して3月を超えた場合において**は、当該摂食機能療法と歯科口腔リハビリテーション料1を合わせて月6回に限り算定する。**

【摂食機能療法】

[算定要件]

注4 治療開始日から起算して3月を超えた場合に**おいては、摂食機能療法と歯科口腔リハビリテーション料1（2及び3に限る。）を合わせて月6回に限り算定する。**

歯科衛生士による実地指導の推進

歯科衛生実地指導料の見直し

- 歯科衛生実地指導料について、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能に係る指導を行った場合の評価を新設する。

(新) 歯科衛生実地指導料 口腔機能指導加算 10点

[算定要件]

注3 1及び2について、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1及び注2に規定する実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、**口腔機能指導加算として、10点を所定点数に加算**する。

[算定要件（通知）]

- (9) 「注3」に規定する口腔機能指導加算は、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が以下のいずれかに該当する指導を行った場合に算定する。
- ア 口腔機能の発達不全を認める患者に対して行う正常な口腔機能の獲得を目的とした実地指導
 - イ 口腔機能の低下を認める患者に対して行う口腔機能の回復又は維持・向上を目的とした実地指導
- (11) 歯科口腔リハビリテーション料3を算定した日において、「注3」に規定する口腔機能に係る指導を実施する場合であって、その指導内容が歯科口腔リハビリテーション料3で行う指導・訓練の内容と重複する場合は、当該加算は算定できない。

歯科固有の技術の評価の見直し

口腔細菌定量検査の対象拡大

- 口腔細菌定量検査の算定対象となる患者に入院患者を追加する。
- 医療技術評価提案を踏まえ、口腔機能低下症の診断を目的として実施する場合の評価を追加する。

現行

【口腔細菌定量検査（1回につき）】 130点
 （新設）
 （新設）

[算定要件]

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、口腔細菌定量検査を行った場合に、月2回に限り算定する。

2 同一の患者につき1月以内に口腔細菌定量検査を2回以上行った場合は、第2回目以後の検査については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

（新設）



改定後

【口腔細菌定量検査（1回につき）】
1 口腔細菌定量検査1 130点
2 口腔細菌定量検査2 65点

[算定要件]

注1 **1**について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、口腔細菌定量検査を行った場合に、月2回に限り算定する。

2 **1**について、同一の患者につき1月以内に口腔細菌定量検査を2回以上行った場合は、第2回目以後の検査については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

3 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、**歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して口腔細菌定量検査を行った場合（口腔細菌定量検査1を算定する場合を除く。）**に、3月に1回に限り算定する。

<口腔細菌定量検査1の対象>

- イ 在宅において療養を行っている患者
- **イ又はハ以外の患者であって、入院中のもの**
- ハ 歯科診療特別対応加算のイ、□若しくは二、ホの状態の患者

客観的な評価に基づく歯科医療や口腔機能管理の推進

咀嚼能力検査の見直し

- 口腔機能低下症の診断を目的とする患者又は口腔機能低下症の患者に咀嚼能力検査を行う場合について要件を見直す。
- 咀嚼能力検査の対象となる患者に、顎変形症に係る手術を実施する患者を追加する。

現行

【咀嚼能力検査（1回につき）】

140点

[算定要件]

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、咀嚼能力測定を行った場合に6月に1回に限り算定する。

(新設)

3 当該検査を算定した月から起算して6月以内に行う咬合圧検査は、別に算定できない。

(新設)

改定後

【咀嚼能力検査（1回につき）】

1 咀嚼能力検査 1

140点

2 咀嚼能力検査 2

140点

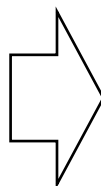
[算定要件]

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。

2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、手術前は1回に限り、手術後は6月に1回に限り算定する。

4 当該検査を算定した月から起算して3月以内（顎変形症に係る手術後の患者にあつては、6月以内）に行う咬合圧検査は、別に算定できない。

5 1及び2は同時に算定できない。



客観的な評価に基づく歯科医療や口腔機能管理の推進

咬合圧検査の見直し

- 口腔機能低下症の診断を目的とする患者又は口腔機能低下症の患者に咬合圧検査を行う場合について要件を見直す。
- 咬合圧検査の対象となる患者に、顎変形症に係る手術を実施する患者を追加する。

現行

【咬合圧検査（1回につき）】

130点

[算定要件]

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、咬合圧測定を行った場合に6月に1回に限り算定する。

(新設)

3 当該検査を算定した月から起算して6月以内に行う咀嚼能力検査は、別に算定できない。

(新設)

改定後

【咬合圧検査（1回につき）】

1 咬合圧検査1

130点

2 咬合圧検査2

130点

[算定要件]

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。

2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、手術前は1回に限り、手術後は6月に1回に限り算定する。

4 当該検査を算定した月から起算して3月以内（顎変形症に係る手術後の患者にあつては、6月以内）に行う咀嚼能力検査は、別に算定できない。

5 1及び2は同時に算定できない。



客観的な評価に基づく歯科医療や口腔機能管理の推進

舌圧検査の見直し

- 舌圧検査の対象となる患者に、口腔機能発達不全症の診断を目的とする患者又は口腔機能発達不全症の患者を追加する。

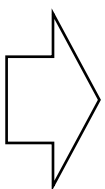
現行

【舌圧検査（1回につき）】

[算定要件（通知）]

- (2) 当該検査は、問診、口腔内所見又は他の検査所見から加齢等による口腔機能の低下が疑われる患者に対し、口腔機能低下症の診断を目的として実施した場合に算定する。なお、歯科疾患管理料、口腔機能管理料、歯科特定疾患療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料又は在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定し、継続的な口腔機能の管理を行っている患者について、3月に1回に限り算定する。

(新設)



改定後

【舌圧検査（1回につき）】

[算定要件（通知）]

- (2) 当該検査は、次のいずれかに該当する場合に算定する。
- イ 問診、口腔内所見又は他の検査所見から、加齢等による口腔機能の低下が疑われる患者に対し、口腔機能低下症の診断を目的として実施した場合
 - ロ 問診、口腔内所見又は他の検査所見から、口腔機能の発達不全が疑われる患者に対し、口腔機能発達不全症の診断を目的として実施した場合
- (3) 歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料、歯科特定疾患療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定し、継続的な口腔機能の管理を行っている患者について、3月に1回に限り算定する。